

コンプライアンス教育及び啓発活動の実施について

令和3年12月1日
統括管理責任者決定

1. コンプライアンス教育

(1) 目的

研究費の不正使用防止の観点から、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、本学の不正対策に関する方針及びルール等に係るコンプライアンス教育を実施する。

(2) 受講対象者

- ・公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員

(3) 実施内容

不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、本学における不正対策等について説明する。

(4) 実施方法

- ・コンプライアンス教育（研修会）を参集方式又はオンライン方式により、年に1回以上実施する。
- ・公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に上記研修会の参加を義務づける。
- ・受講者の理解度を把握するため、コンプライアンス教育受講後に理解度調査を実施する。
- ・コンプライアンス推進責任者は、理解度調査の結果、自己の管理監督又は指導する部局等の構成員に理解度の低い者がいるときは、コンプライアンス推進支援者とともに当該構成員に対する改善指導を実施する。

2. 啓発活動

(1) 目的

構成員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として実施するものであり、コンプライアンス教育と併用・補完することにより、組織全体での取組について、その実効性を高める。

(2) 実施対象者

- ・公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員

(3) 実施内容

意識啓発として構成員の意識向上を促進させる取組を実施するほか、不正防止計画の

取組内容や、監査の実施結果、実際に発生した不正事案（他機関の事案も含む）、相談窓口、告発制度、不正発生要因の分析結果等の周知及び認識の共有を行う。

(4) 実施方法

- ・既存の会議を活用するほか、事務情報ポータル、全学一斉メール及び学内ホームページを活用する等により、少なくとも四半期に1回程度実施する。
- ・会計実地監査の実施期間を「コンプライアンス推進月間」とし、各研究室等に赴いた際に、会計手続の疑問点や要望等についてヒアリングを行い、実態把握を行う。加えて、学内各所にポスターを掲示する等により、全学的に不正防止への意識向上を促進させる。
- ・公的研究費の使用に関するアンケートを実施する。